

※この法令は廃止されています。
平成二十八年政令第二百五十三号

平成二十八年熊本地震による災害についての
総合法律支援法第三十条第一項第四号の
規定による指定等に関する政令

内閣は、総合法律支援法（平成十六年法律第七
十四号）第三十条第一項第四号の規定に基づき、
この政令を制定する。

（法第三十条第一項第四号に規定する非常災害
の指定）

第一条 総合法律支援法（次条において「法」と
いう。）第三十条第一項第四号に規定する非常
災害として、平成二十八年熊本地震による災害
を指定する。

（法第三十条第一項第四号の政令で定める地区
及び期間）

第二条 前条の非常災害についての法第三十条第
一項第四号の政令で定める地区は、熊本県の区
域とする。

2 前条の非常災害についての法第三十条第一項
第四号の政令で定める期間は、この政令の施行
の日から平成二十九年四月十三日までとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。